
*
* 令和 5 年度 第 7 回 高 梁 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録 *
*

高 梁 市 農 業 委 員 会

令和5年度 第7回高梁市農業委員会総会会議録

1. 令和5年10月10日 午後 1時30分 招集
2. 令和5年10月10日 午後 1時30分 開会
3. 令和5年10月10日 午後 3時15分 閉会
4. 会議の場所 高梁市役所 3階大会議室
5. 出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	地区 番号	推 進 委 員 氏 名	出欠等 の 別
1	清 水 健 治	出	1 1	中 曾 浩 徳	出	1	山 川 光 男	出
2	三 村 憲 市	〃	1 2	藤 本 久 也	〃	2	西 村 匡 弘	〃
3	福 武 政 夫	〃	1 3	惣 田 敏 郎	〃	3	小見山 力信	〃
4	前 崎 輝 之	〃	1 4	田 平 太 郎	〃	4	河 原 里 美	〃
5	渡 邊 佳 明	〃	1 5	伊 達千鶴子	〃	5	平 松 伸 行	欠
6	小 野 貫 治	〃	1 6	綱 島 謙 一	〃	6	山 元 憲 民	出
7	小 物 博 子	〃	1 7	瀬戸川伸 行	〃	7	野 村 幸 市	〃
8	小 野 昌 道	〃	1 8	土 岐 康 夫	〃			
9	佐 藤 俊 二	〃	1 9	小 西 雅 己	〃			
10	佐々木祥 夫	〃						

6. 会議に出席した職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
局 長 次 長 書 記	田 中 博 中 藤 宏 和 藤代 晋太郎	係 主 長 事	田 村 直 之 山 内 光 貴		

7		本日の会議に付した議題とその結果
		議案番号 件 名 結 果
		第26号 農地法第3条の規定による許可申請について 4件 許 可
		第27号 農地法第5条の規定による許可申請について 6件 許 可
		第28号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 4件 決 定
		農用地利用集積計画の決定について
		第29号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 2件 決 定
		農用地利用集積計画の決定について
		報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について
8		署 名 委 員
		7番 小 物 博 子
		8番 小 野 昌 道
9		議 事 の 内 容
		令和5年度 第7回高梁市農業委員会総会会議録
		令和5年10月10日（火） 高梁市役所 3階大会議室

議 長	それでは、本日の出席委員は、農業委員 19 名、推進委員 6 名です。過半数以上の委員が出席されていますので、会議は成立しております。只今から令和 5 年度第 7 回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。7 番小物委員と 8 番小野委員を指名いたします。 議案の審議に入ります前に、本日ご審議いただく案件は議案第 26 号から議案第 28 号でしたが、日程に議案第 29 号の「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を追加し、本日の議題にしたいと思います。追加理由について事務局から説明をお願いします。
田村係長	－ 追加議案朗読説明 － 追加議案のご説明をさせていただきます。追加議案は議案第 29 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地集積計画の決定についてでございます。こちらにつきましては、農地中間管理機構を通じ、利用権設定を行うものですが、農地中間管理機構との調整不足により議案作成後に利用権設定の申出がありました。新たに追加する利用権設定の件数は 2 件です。 1 件目はぶどう畑の利用権設定でございます。こちらの土地につきましては、同一地番の一部については、令和 3 年 5 月に利用権設定がされており、残りの一部も設定を行うものです。一部の利用権が設定されていることから、残りの一部も速やかに設定を行いたいと中間管理機構と両者から申し出があったものです。 2 件目は、牧草を栽培するもので、10 月の利用権設定後速やかに農地の耕起や播種を行う必要があるものです。 どちらの議案も速やかに審議していただく必要があることから追加議案としてお願いするものでございます。今後はこのようなことがないよう、中間管理機構と連携を図ってまいりたいと思いますのでご審議の程よろしくをお願いします。
議 長	説明が終わりました。提案のとおり議案第 29 号を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
中藤次長	ご異議なしと認めます。よって、日程に議案第 29 号を追加し、議題とすることに決定しました。
議 長	次に、議案の訂正があるとのことなので事務局から説明します。
中藤次長	－ 議案訂正朗読説明 － 事務局から説明がありましたように、資料を訂正することとします。それでは、議事に入ります。「議案第 26 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。39 番について事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第 26 号 39 番朗読説明 － 39 番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、巨瀬町字ゾウノ元外 1623-2 外 3 筆地目は田面積は 4 筆で 3, 103 m²です。譲受人の通作距離は 12 km 以内、耕作面積は 8, 233 m²、家族 2 人中耕作人は 2 人、対価は無償です。この案件につきましては、譲渡人が空家バンクに自宅と農地を出しておられて、譲受人が購入することになったもので、交渉の結果、農地は無償となり、贈与となったものです。なお、譲渡人は、倉敷市に事実上の本宅を持たれており、今後はそこが生活の本拠となるようです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、9 月 29 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、差し替えた 5 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。

三村委員 議 長 小西代理 中藤次長 議 長	現在は休耕中でした。問題ないと思います。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 申請は4筆ですが、地図には5筆に丸印が付いているようですが。 1筆については、別で5条申請でご審議いただく案件です。
議 長	他に発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。39番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
中藤次長	挙手全員ですので、39番については許可とすることに決定しました。 次に40番について事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第26号40番朗読説明 － 40番は、譲受人が、譲渡人から、新規就農により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田については、津川町八川字道ノ上17-6外1筆面積は2筆で295㎡です。畑については、津川町八川字スルガ外16-1外1筆面積は2筆で513㎡、合計4筆で808㎡です。譲受人の通作距離は10.6km以内、耕作面積は0㎡、営農計画書をいただいております。家族3人中耕作人は1人、対価は10アール当り83万円です。この案件につきましては、この地域に空家を探していたところ、不動産業者からこの物件の紹介があり、家を含めて購入を決めたものです。通作距離が現自宅からとなっているのは、購入した空家をリフォームするため、実際の引っ越しが3か月後になるためです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、9月29日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、7ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 小野昌道委員 議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 今は耕作されていませんが、特に問題はないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。40番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、40番については許可とすることに決定しました。 次に41番について事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第26号41番朗読説明 － 41番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、和田町2077-2地目は田 面積は337㎡です。譲受人の通作距離は、50km以内、耕作面積は0㎡、営農計画書をいただいております。家族2人中耕作人は1人、対価は無償です。この案件につきましては、譲渡人が管理困難となり、いどこである譲受人に贈与することになったものです。なお、譲受人の実家が申請農地の南側にあり、母と叔母が居住しており、取得した農地については協力して管理してい

議 長 小野貫治委員 議 長	くということです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、9月29日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、8ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 譲受人が親族の方で、実家に近いので問題ないと思います。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長 議 長	なしとの声がありました。41番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員） 挙手全員ですので、41番については許可とすることに決定しました。 次に42番について事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第26号42番朗読説明 － 42番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田については、玉川町玉字平林外851－1外7筆面積は8筆で5, 231㎡です。畑については、玉川町玉字保木ノ元858－3面積は118㎡、合計9筆で5, 349㎡です。この案件につきましては、譲渡人は相続で農地を受けたが、東京都に住んでおり耕作できない中で、長年譲受人に耕作してもらっていたが、この度財産整理の一環で、両者の話し合いで贈与することになったものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、9月29日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、9ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 小野貫治委員 議 長 議 長 議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 現在、譲受人が既に耕作されている状態です。問題はないと思います。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。） なしとの声がありました。42番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員） 挙手全員ですので、42番については許可とすることに決定しました。 次に、「議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。33番について事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第27号33番朗読説明 － 33番は、転用者が、譲渡人と賃借権を設定し、一時転用により営農型太陽光発電施設を設置するものです。申請農地は、有漢町上有漢字新井寺2792地目は田面積は1, 637㎡の内0. 47㎡です。転用目的は、営農型太陽光発電施設設置、賃借料は年3万円、施設の概要としては、1号柱1本、支線1本、太陽光パネル146枚、支柱84本、発電量 49.50 キロワットで、資金

議 長 西村委員 中藤次長 小野貫治委員 中藤次長	調達方法は自己資金１，０４８万６千円です。一時転用でありますので、賃借権の設定を行い、設定期間につきましては、譲渡人が認定農業者でありますので、１０年間となります。この案件につきましては、前回の総会で遮光率の計算方法が間違っていた関係で誤った遮光率を示しておりましたご迷惑をおかけいたしました。１１ページの図面をご覧ください。遮光率の計算は、本来アレイと呼ばれる架台の直下の農地面積を分母として、設置する太陽光パネルと梁等の面積を分子として計算するものですが、前回の資料では分母が申請農地全体となっており、これが主な原因で誤った遮光率が出ておりました。今回本来の計算で遮光率を計算しましたところ、表示のとおり 96.57%という結果が出ております。この結果は、この数値だけを見ればかなり高い値となっており、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が発行している「営農型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン 2023年版」で示している「サカキ・センリョウ・マンリョウ・シキミ」の遮光率の 19～85%と比べても高い数値となっております。このことを農政局に確認したところ、農地転用許可に際しての遮光率の取り扱いには参考にするものの本来審査すべき点は「下部の農地における営農の適切な継続が確実と認められること。」であり、この点に関しては、既にサカキの栽培を行っている福島県いわき市に設置された営農型太陽光施設、ちなみにこの施設の遮光率は 98.8%であります。特に問題はなくサカキは生育しているとのことです。このことは、ここで示された遮光率は、あくまで太陽の位置が真上にある場合の値であり、実際には太陽の位置が変わることで太陽光が下部に差し込む時間があり、サカキの生育に必要な光量の確保はできているようです。また、水の確保については、葉に悪影響があるため、直接サカキの葉に雨水がかかるのを避けながら水量を確保するため、パネルとパネルの間に 10cm の空間を設けるようにしているとのことです。なお、このことは太陽光を確保するためのものでもあります。こうしたことから、事務局としては「下部の農地における営農の適切な継続」は可能であると判断しております。なお、この案件については、先月に現地調査を行っています。地図等については、１０ページ及び 11 ページに添付しておりますので、ご覧ください
渡邊委員	事務局から説明がありましたが、何か発言はありますか。
議 長	いわき市のデータをもらうことはできますか。
議 長	はい。お渡しすることはできます。
議 長	遮光率が高いですが、成育不良等あった場合はそれに対応させることが可能なのでしょうか。
中藤次長	毎年 2 月に状況報告をしていただくようになります。令和 6 年の 3，4 月に植え付けを行うので、成育状況の確認ができるのは令和 7 年 2 月となります。報告によっては改善するよう伝え、計画に変更が生じれば再度、ご審議いただくようになります。 農林水産省のホームページを見ると、営農型太陽光発電施設において、米や麦等の実績も掲載されておりました。サカキでも問題ないと思います。 他に発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。） なしとの声がありました。33 番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手多数） 挙手多数ですので、33 番については許可とすることに決定しました。 次に 34 番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第 27 号 34 番朗読説明 － 34 番は、転用者が、譲渡人と賃借権を設定し、一時転用により営農型太陽光発電施設を設置するものです。申請農地は、有漢町上有漢字平山 2185 外 1 筆地目は田面積は 2 筆で 1，878 m² の内 0.44 m² です。転用目的は、営農型太陽光発電施設設置、

議 長	賃借料は年３万円、施設の概要としては、１号柱１本、支線１本、太陽光パネル１４６枚、支柱７８本、発電量 49.50 キロワットで、資金調達方法は自己資金１，０５９万６千円です。一時転用でありますので、賃借権の設定を行い、設定期間につきましては、譲渡人が認定農業者でありますので、１０年間となります。地図等については、１２ページ及び１３ページに添付しておりますので、ご覧ください。遮光率の件についての説明は省略しますが、訂正された遮光率は１３ページに示しております。 事務局から説明がありましたが、何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。３４番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手多数）
議 長	挙手多数ですので、３４番については許可とすることに決定しました。 次に３５番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第２７号３５番朗読説明 －
中藤次長	３５番は、転用者が、譲渡人と賃借権を設定し、一時転用により営農型太陽光発電施設を設置するものです。申請農地は、巨瀬町宇治字浜１５６９－１地目は田面積は２，１６２㎡の内０．５７㎡です。転用目的は、営農型太陽光発電施設設置、賃借料は年３万円、施設の概要としては、１号柱１本、支線１本、太陽光パネル１４６枚、支柱１０６本、発電量 49.50 キロワットで、資金調達方法は自己資金１，０５９万６千円です。一時転用でありますので、賃借権の設定を行い、設定期間につきましては、譲渡人が認定農業者でありますので、１０年間となります。地図等については、１４ページ及び１５ページに添付しておりますので、ご覧ください。遮光率の件についての説明は省略しますが、訂正された遮光率は１５ページに示しております。 事務局から説明がありましたが、何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。３５番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手多数）
議 長	挙手多数ですので、３５番については許可とすることに決定しました。 次に３６番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第２７号３６番朗読説明 －
中藤次長	３６番は、転用者が、譲渡人と賃借権を設定し、一時転用により営農型太陽光発電施設を設置するものです。申請農地は、宇治町宇治字池原１６４９－１地目は田面積は１，７０３㎡の内０．４７㎡です。転用目的は、営農型太陽光発電施設設置、賃借料は年３万円、施設の概要としては、１号柱１本、支線１本、太陽光パネル１４６枚、支柱８４本、発電量 49.50 キロワットで、資金調達方法は自己資金１，０５９万６千円です。（設置費 883 万 3 千年、土地草刈整地費 60 万円、防草対策費 20 万円）一時転用でありますので、賃借権の設定を行い、設定期間につきましては、譲渡人が認定農業者でありますので、１０年間となります。地図等については、１６ページ及び１７ページに添付しておりますので、ご覧ください。遮光率の件についての説明は省略しますが、訂正された遮光率は１７ページに示しております。
佐々木委員 中藤次長 佐々木委員	３３番から３６番までの４件の作目はなんですか。 サカキです。パネル外の一部では櫛を栽培する計画となっています。 確認はどのように行うのですか。

中藤次長	苗木は来年の３，４月頃に植える計画なので、そこで一度確認し、再来年の２月の状況報告で再度確認するようになります。
議 長	事務局から説明がありましたが、何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。３６番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
中藤次長	挙手全員ですので、３６番については許可とすることに決定しました。
	次に３７番について事務局から説明をお願いします。
	－ 議案第２７号３７番朗読説明 －
	３７番については、転用者が、譲渡人から申請農地を贈与により所有権を取得し、進入路を設置するために転用するものです。申請農地は、巨瀬町字ゾウノ元１６２３－９地目は田面積は７９㎡です。この農地の農地区分は、第２種農地であり転用地の価格は無償です。資金については自己資金２０万円です。備考に記載しておりますが、許可前に進入路が完成していたため、転用者に反省を促すために始末書の提出をいただいています。６ページをご覧ください。今回の転用目的は譲受人の農地巨瀬町１６２７の田に公道から入る進入路を確保するためのものです。公道から該当の農地の間に自己所有農地と譲渡人農地があり、自己所有農地巨瀬町１６２２－１に設置する進入路については、農業用進入路は農業用施設であるため、２００㎡以内の転用については、許可不要案件となるため、届出をいただいております。譲渡人農地については、進入路部分を分筆し、この度農地転用申請を行っております。なお、対価が無償となっておりますのは、お互い近所同士であり、両者の話し合いで贈与することになったものです。許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましても、該当ありません。以上のことから、農地法第５条第２項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、９月２９日に担当委員と現地調査を行っております。地図等は、５ページから６ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
三村委員	既に進入路が造成されていましたが、耕作のために必須であり、特に問題ないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。３７番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、３７番については許可とすることに決定しました。
	次に３８番について事務局から説明をお願いします。
	－ 議案第２７号３８番朗読説明 －
中藤次長	３８番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、資材置場及び駐車場を設置するために転用するものです。申請農地は、津川町今津字土井外３３２－１外２筆地目は田 面積は３筆で１，００８㎡です。この農地の農地区分は、第２種農地であり 転用地１０アール当りの価格は８００万円です。施設の概要といたしましては、資材置場４６４㎡と駐車場５４４㎡です。資金については自己資金１０００万円です。１９ページをご覧ください。この案件につきましては、当面は、土地利用計画図のとおり資材置場と駐車場を設置しますが、将来的には３３４－１も取得して拡張する計画があるようです。したがって、現状は

	3 3 2－1に進入するルートがありませんが、北西側に有限会社正寺運輸の事業場があり、転用者はその進入許可を得ており、3 3 4－1を取得して拡張するまでは、そちら側からアクセスして作業を行う計画です。許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、3 4 6－4と3 3 9－2の間に青線がありますが、青線の管理課である建設課と協議済であることを確認しております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、9月29日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、18ページから19ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
小野昌道委員	休耕地であり、事前着工等はありませんでした。問題ないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。38番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
	挙手全員ですので、38番については許可とすることに決定しました。
	続きまして、「議案第28号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局、1番から4番について説明をお願いします。
藤代書記	－ 議案書にもとづいて、1番から4番までの個別の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 －
議 長	事務局から説明がありましたが、1番から4番について発言をお願いします。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり）
議 長	なしとの声がありました。1番から4番について一括して採決をとります。1番から4番について、決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
	挙手全員ですので、1番から4番について決定しました。
	続きまして、本日追加議案としました「議案第29号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局、1番について説明をお願いします。
藤代書記	－ 議案書にもとづいて、1番の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 －
議 長	それでは、1番について発言をお願いします
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり）
議 長	なしとの声がありました。1番について採決をとります。1番について、決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、1番について決定しました。
	高梁市農業委員会会議規則第18条の規定により、野村委員の除斥を求めます。
	（野村委員退席）
議 長	事務局、2番について説明をお願いします。

議長

議長

議長

議長

藤代書記

議長

議長

— 議案書にもとづいて、2番の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 —

それでは、2番について発言をお願いします

(「なし」と呼ぶ者あり)

なしとの声がありました。2番ついて採決をとります。2番について、決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員ですので、2番について決定しました。

野村委員の除斥を解きます。

(野村委員着席)

次に、「報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について」を事務局から説明をお願いします。

— 議案書にもとづいて、通知の内容を朗読説明 —

説明が終わりましたが、発言をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは、以上をもちまして、高梁市農業委員会第7回総会を閉会します。

令和5年10月10日

会 長 土 岐 康 夫

7番 小物博子

8番 小野 昌 道